

言語問題の法化と国語保護法制

渋谷 謙次郎

グローバル・ナショナル・ローカル

現在、英語（米語）が、かつてない勢いで事実上のグローバル言語、世界共通語になっていることは、それをどのように受けとめるにせよ、誰しもが認めるところである。

他方、「国語」の保護を従来以上に推進するケースも、近年、目立ってきており、各国で「国語保護法制」が広がっている。さらに、筆者が注視してきた「言語権」という問題に関していうと、ある主権国家の中で不利な状況にある少数派言語の権利擁護という動きも、1990年代以降、さかんになっていった⁽¹⁾。

グローバル言語としての英語の拡大とその受容、「国語」保護、国内の少数派言語の権利擁護という複数の次元での動向が、それぞれ、勢いを増しているのである。通念によると、グローバルなものはナショナル、ローカルなものを駆逐し、それに対してナショナルなものはグローバルなものに反撃しローカルなものを抑圧すると言われる。それぞれのカテゴリー同士を対立させて考える限り、世界における言語状況を「諸言語の戦場」とみなすことも可能である。

しかし見方によっては、グローバリズム、国家的なナショナリズム、地域や少数派のローカリズムが、妙なバランスをとって並存しているという事実認識、もしくは並存可能とみなす向きもある。そこに矛盾や軋轢がないわけではないが、ナショナルな言語や文化、産業を擁護する人が、グローバル化を敵視しているとは限らないし（むしろグローバル化を前提とした国益追求という形をとる）、グローバル化と主権国家秩序は必ずしも対立しているのではなくて、相補的關係にもある。また、ローカルな言語や文化を擁護する人々は、従来の国民国家による同化の圧力を批判しこそすれ、グローバルなネットワークを利用して情報を発信、連帯したり（NGOの活動など）、英語をむしろ共通語として受け入れていたり、グローバルでもある。世界の少数言語に関する国際シンポジウムでの共通語が専ら英語になるということも、皮肉ではない。

言語問題の法化

翻って、グローバル時代に生き残るための提言として、日本では一時期、「英語第二公用語化」論が「21世紀日本の構想」として浮上した。しかし、近年「英語第二公用語化」論という国家戦略は、いつしか文化論や教育論の次元での「日本語ブーム」という形にすりかわっていた⁽²⁾（むろ

ん、英語の早期取得の要請が弱まったわけではない。

「英語第二公用語化」論の積極的唱道者の一人であった船橋洋一は、かつて、いくつかの次元から論拠を示していた。まず、日本が、グローバル化の中で21世紀も大国の地位を維持するための「グローバル・リテラシー」という視点。それだけをとるなら、何やら「大国主義」願望に貫かれているようにも聞こえるが、他方で船橋は次のように言っていた。

日本の活力を保つには日本の社会を多様化し、日本を多民族社会に育てていくことを考えなければならない。それには積極的、組織的な移民政策の推進が不可欠となるだろう。⁽³⁾

船橋によると、「英語第二公用語化」は、日本社会における移民や在日定住外国人の受け込み、機会を促進するものであるという。そして「それにふさわしい法的待遇と言語的環境、そのための法制、インフラづくりもまた考えておかなければならない。英語公用語化は、そのインフラづくりの一環である」と述べている⁽⁴⁾。船橋の「英語第二公用語」論は、「大国」としての日本の地位の維持という意味では「ナショナル」なのかもしれないが、日本の多民族社会化を推奨しており、従来の日本的な文脈での守旧的な「ナショナリズム」とはまた違うようだ。共通語としての英語の下で、移民や定住外国人の機会も増し、社会の活力に貢献するという発想は、確かにあり得るものであり、それは例えばアメリカ、オーストラリア、カナダなどにおいて顕著にみられてきた発想であろう（もっとも住民の多数派が英語のネイティブであるそれらの諸国と違って、日本の場合、英語をある種の共通語にするには莫大なコストがかかるであろう）。

しかし、船橋の議論は、それにとどまらないのである。さらに引用しておこう。

多言語主義に基づく言語政策は、日本語を守るためにも要請されるかもしれない。日本が将来、移民国家となり、数百万単位で外国人が住み着くようになると、日本語を公用語として正式に位置づける必要が出てくるかもしれない。日本は言語についていまのように無防備ではいられないだろう。（原文改行）日本の憲法には、日本の公的生活における特定の言語使用を保障し、義務づけ、あるいは排除するような規定はない。日本は戦後、言語関係の権利・義務を、法律で定義、明記することを行ってこなかった。（原文改行）新たな言語政策を確立しなければならない。そこでは、日本語の権利と義務が定義されなければならない。日本における少数民族の言語の権利が保障されなければならない。日本における外国人の教育や裁判の際の、言語的権利が確保されなければならない。⁽⁵⁾

グローバル化に対応すべく船橋の「英語第二公用語化」論は、言説の上では、「英語至上主義」というわけではなく、日本の多民族社会化のための条件、そして日本語の擁護と正式な公用語化、外国人や少数民族の言語の権利までも内包しているのである。グローバル言語の積極的受容、ナショナル言語、ローカル言語の擁護が同時に主張され、「多言語主義」という枠組みが肯定的に用いられている。

「多言語主義」という言葉自体、色々なニュアンスで使われるが、単に複数の言語が平等に棲み

分けていると想定することは、理論的には可能でも、実際にはそのような状況に近づくことは困難であり、望ましいとも限らない。また「多言語主義」という場合、多言語共存を前提にした共通語の必要性に関心が向くことも多い。例えば、エスペランティストの多くは「多言語主義者」でもある。そして現在、「多言語主義」を主張する人が、皆、必ずしも英語の優勢に反発しているわけではなく、あまりナショナルな臭いのしない脱国家化、脱領土化してきた共通語としての英語と、その下での言語的多元性の維持という関係を親和的にみなす人も多い。

従来の日本、少なくとも第二次大戦後の日本は、多言語体制をとる国のような意味での言語政策には直面してこなかった。もちろん、それは、日本には何ら言語政策がない、という意味ではなくて、強いて日本の言語政策といえ、れっきとした法律的根拠があるわけではないにせよ、有形・無形の圧力の下、きわめて同化主義的であった。第二次大戦後の朝鮮学校閉鎖や弾圧は、冷戦体制の始まりの中でGHQや日本政府によって、通達行政によって行われた⁶⁶。「帰化」行政も同化主義的であり、そして戦後の日本社会では「単一民族神話」さえ生まれた。「国語審議会」の答申は、近年では、日本における外国人の存在にも言及するが、もっぱらそれらの人々にいかにして日本語を学習させるかという観点に立っている。それは、ある意味で正しいのだが（日本社会で生きていく以上）、別の見方をすると従来の同化主義を引きずっている⁶⁷。そのような場合、複数の言語をめぐる法制度上の問題、任意の言語の使用についての権利・義務関係という発想は生まれにくかった。

日本の言語環境は確かに閉鎖的ではあったが、他方、メディアや広告、さらには近年の行政・官庁、民間企業においても、時として元の意味が変形されつつ、外来語は満ち溢れている。このような状況を嘆く人もいるであろう。商標などはさておき、任意の外来語の意味がわかりにくかったり、強いて外来語で言う必然性がない場合、日本語に言い換えるべきという考えも当然出てくる⁶⁸。とはいえ、現代の日本語表記では、主に英語起源の外来語が、どれ程たくさん入ってきても、それは漢字や平仮名ではなく、まさにカタカナで表記されるという意味で、あらかじめ「区別」「排除」されている（このことはラテン文字やキリル文字圏、もしくは中国語との大きな違いである）。「日本語共同体」は暗黙のうちに守られている。このように、文字体系の問題は、言語共同体の意識に大きな影響力を及ぼす。もちろん、それがすべてではない。視覚や聴覚上の問題もあり、ここではそうした問題に深入りする能力は筆者にはない。ただ、ここで言えることは、日本では外来語が氾濫していても、近い将来、日本語が衰亡の淵に立たされるとまで言い切る人はほとんどいないということである。

もっとも、前述した「英語第二公用語化」論というものが、仮に実現される可能性が高くなっていたらどうなるであろうか。すでに船橋の議論からも明らかになっていたように、単に英語を第二公用語にするという問題にとどまるのではなく、そもそも日本語の法的地位はどうか、その他の言語は…という具合になる⁶⁹。つまり言語問題は、文化や教育といった次元から抜け出て、政治、法の問題にシフトすることになる。言語問題の「法化」である。

言語の法的地位：国語・公用語論

たしかに、日本国憲法では言語に関する規定は存在しない。もちろん、憲法に公用語や国語、言

語の使用をめぐる権利・義務関係の規定がなければいけない、ということにはならない。スイスのように19世紀から複数公用語・国語規定が憲法上存在するケースもあれば、アメリカ合衆国のような事実上の多言語国家であっても、歴史的に英語が国家の公用語であるということの法的裏付けがない場合もある⁽¹⁰⁾（ただし州のレベルではその限りではない）。あえて公用語や国語に関する法的規定を置かない、という一種のリベラルな発想もあり得る。ただし、その場合でも、気をつけなければならないのは、国家と言語との関係については「政教分離」の発想があてはまるわけではなく、国家は何らかの特定の言語を事実上占有し、そのことが、当該国家における政治、経済、文化における言語の流通や複数の言語間の勢力関係に大きな影響を及ぼす。そして、国家によって特に運用、保護されているとは限らない少数派言語問題が生じる。諸民族は、このことをめぐって、紛争、分離独立などを繰り返してきた。

日本では単数形の「国語」という言葉が比較的自明、自然なものとして用いられ、そこに制度的、人為的な臭いを感じることは、一般的には少ない。しかし、国によってはそうではない。国によっては、「国語」national languageというよりも「公用語」official languageという用語を憲法や実定法で用いているケースもあり、「公用語」は、日本語の「国語」という語感に比べて、より人為的、制度的な響きがある。そもそもアフリカ大陸諸国など旧植民地独立後の「公用語」は、依然として例えばフランス語であったり英語であったり、必ずしも現地の「国語」ではなかったことを想起すればわかりやすい（「国民」や「国語」を創出することが至難の業だったのである）。

ロシアの憲法や言語法にある「ガスダールストヴェンヌィ・ヤズィク」gosudarstvenny iazykという用語は、日本語に訳すと「国語」になるが、強いていうと、ナショナル・ランゲージというよりも「国家語」state languageというニュアンスに近い⁽¹¹⁾。というのも「ガスダールストヴェンヌィ・ヤズィク」というのは、まさに法律によって宣言された概念であり、国家機関や議会、公文書などで用いられる言語という意味合いが強いからである。なおかつ、ロシアでは、ロシア全体の国家語（ロシア語）、連邦を構成する諸共和国の国家語（タタル語など）という具合に、全部あわせると「国家語」は20以上あることになる⁽¹²⁾。また民族学的、言語学的視点からいうと、ロシアには「民族語」（ナツィオナーリヌィ・ヤズィク）が百以上あるといわれ、「国家語」と「民族語」は概念として異なる。そもそもロシアは「多民族国家」であることが公言されていて「民族」と「国家」が一致することはあり得ない。「民族語」は必ずしも法律的なサンクションを受けた言葉ではないが、数多ある「民族語」の中から選択された「国家語」は法律用語である。

「公用語」と「国語」の両者を、憲法上用いると同時に概念的に区別してきたのはスイスである。その場合、「公用語」とは、連邦や州の機関で公的に使用される言語という意味で、かつて連邦の「公用語」はドイツ語、フランス語、イタリア語であった。そして「国語」には、それらの三言語に加えて第4のロマンス語が加わっていた（ただし近年、言語上の平等の配慮からロマンス語も連邦の「公用語」になった）。「国語」とはスイス国民によって伝統的に用いられてきた言語という事実を示すニュアンスがあり、「国民語」といったほうがわかりやすいかもしれない。州はそれらの中から単数あるいは複数の言語を、さらに「州の公用語」として選択することができる⁽¹³⁾。

これら諸外国のケースには言語問題の「法化」の局面をみてとることができる。国家と言語との関係は常にズレをはらんでいることもあって、言語問題の「法化」は、国の内外を問わず多民

族、多言語状況における利害対立を調整し共存をはかるために一定の有効性をもつことも多い。しかし、そこには、国内のあらゆる言語が法律などによって平等に認知されるとは限らないという問題が残るのに加え、ある言語集団が他の言語あるいは「外来」の言語の語彙の浸透などを警戒する「保護主義」的発想のもたらず問題がある。

国語保護法制：外来語規制法理の問題点

日本で「英語第二公用語化」論がなりを潜めた一方、仮に日本語を改めて「国語」であることを法的に再確認しようという動きが出てきたらどうなるであろうか。近い将来、憲法改正が行われるのかどうかかわからないが、仮に改正された憲法に日本語＝国語規定が盛り込まれようとしたらどうなるであろうか。そして、その根拠として「多く国の憲法は国語や公用語規定をもっている」ということが引き合いに出されたとしたら。

むしろこちらのほうが、世論の共感を得やすいであろう。もちろん、「日本語ブーム」がそのような動きに直結するとは限らない。また「ナショナリスト」や「保守派」が、そうした「法化」にあえて賛成するとは限らない（例えば「国語を大事に思うのは日本人の心の問題であって法の問題ではない」という具合に）。そもそも、そういうアジェンダが出てくるかどうか、今のところ、わからない。

ただ、「日本語＝国語」の「法化」が、仮にあるとすると、単に象徴的なものではなく、色々な波及効果も考えられる。例えば「国語保護法」という立法に関連する可能性は高い。

ここで「国語保護」法制についての、いくつかの諸外国の例を見てみよう。

フランスでは、法律によってフランス語を保護するという仕組がかねてからあったが、1994年に新たに「フランス語の使用に関する法律」（いわゆる「トゥーボン法」）が制定された。トゥーボン法については、すでに邦訳やフランス語の専門家による解説などがあるため、それらを参照されたい⁽⁴⁴⁾。要点だけをかいつまんでおけば、トゥーボン法は公務や公共の表示、公共放送のみならず、商標や商品説明書、放送、労働契約、民放、教育などの領域にも、いくつかの例外を除き、フランス語の使用を義務付けるものである。特に、ある外来語の使用に際して、それに該当するフランス語がすでに存在する場合、フランス語に言い換えなければならない。いくつかの条文は、厳格すぎるため、「表現の自由」との関わりで憲法院から違憲判決を下され、削除された。フランスにも地方諸言語はあるが、トゥーボン法には「地方言語の使用を禁じるものではない」という規定が申し訳程度に入っている。

トゥーボン法は、近年、何らかの「国語保護」法制を敷こうとする国にとって、ひとつのモデルとなっているようである。それに該当するような法律は日本にはないが、類似の発想として、外来語の日本語への言い換え奨励が、近年の答申等で出されている⁽⁴⁵⁾。その際、フランスは、「自国語の普及に力を入れている」お手本のような国として引き合いに出される。今後も、日本語を「守る」あるいは「普及させ」ようとする際、法律的枠組みをとるか否かは別にしても、トゥーボン法のような仕組みがモデルになることは間違いない。

次に、国家構造や民族構成においてフランスや日本と対極にある「多民族連邦国家」であるロシア連邦を例にとってみよう。ロシアでは、1991年10月に「ロシア諸民族の言語法」が採択

された。前述した通り、そこではロシア語がロシア全土の「国家語」であると同時に連邦を構成する共和国も独自の「国家語」を定めることができ、当初、ロシアでは、ゴルバチョフのペレストロイカ以降の深刻な民族問題を抱えていたこともあり、「人権」の見地からの諸民族や少数派民族の「言語権」に一定の注意が払われていた。

ところが、近年、二言語主義や多言語主義を基調とする「ロシア諸民族の言語法」とは別個に、ロシア連邦下院に「国家語としてのロシア語法」案（後に法案名は「ロシア国家語法」に変わるが、以下、略して「ロシア語法」案と表記する）が提出された。文面上はロシアの他の諸民族の言語権にあからさまに抵触しないようになっているものの、この法案の目的は、いわば“正しいロシア語”の使用を全土で義務付けるものである。何が“正しいロシア語”であるかどうかを定めるのは政府の作成する便覧・辞書である。条文の適用領域については、国家機関の活動、産業、運輸、エネルギー、テレビ・ラジオ放送、雑誌の出版、といった文言が出てくるものの、具体的にいかなる領域に強行法規として適用されるのか、法案を読んでもはっきりしないところがある。そもそも、この法案が強行法規なのか、宣言的なものなのかという疑問もあり、違反については、最後の条文で「ロシア連邦の立法に従って責任を負う」と書かれているだけである。

驚きを禁じえないのは、当初の法案に出てきた次のような条文である。

ロシア連邦の国家語としてのロシア語の使用に際して、人種、民族、職業、社会的類別、年齢別、性別、言語、市民の宗教的・政治的およびその他の信条との関係で侮辱的な語を用いること、また、卑猥な netsenzurny 語および表現を用いること、該当するロシア語への言い換えが存在するにもかかわらず外国の用語およびそれとの結合語を用いることは許容されない。（「ロシア語法」案、第3条第2項）

ことばが常に差別や階層化の問題をはらむことはわかる。しかし、そのことと、法律による規制の問題とは次元が別である。条文の適用領域がはっきりしない上に、これは、創作者や作家、メディアなどを萎縮させる。

確かにソ連解体後のロシアでは資本主義化、情報化の影響もあって、商業から学術にいたるまで、主に英語の語彙が急激に流入した。なおかつソ連解体によって、ソ連から独立した諸国や東欧では、ロシア語のステータスは凋落し、強いていうと、英語がそれに代わりつつある。これら諸々の要因によって、ロシア語を「保護」しよう、旧ソ連諸国に居住するロシア語系住民を支援しよう、という発想がロシア国内で濃厚になっていった。

この「ロシア語法」案のモデルとなっているのも、実はフランスのトゥーボン法である。つまり、元のロシア語が存在する場合、不用意に外国語を使ってはならないという発想である。ロシアのような多民族国家においてさえも、トゥーボン法の論理が移植されている。しかし、「ロシア語法」案は、トゥーボン法のような強行法規なのかどうかはともかくとしても、トゥーボン法に比べて法案の内容が漠然としており、なおさら表現の自由を侵食しかねない。

もっとも、「ロシア語法」案は若干の修正を伴ってロシア連邦下院の第三読会まで通過したが、幸いというべきか、2003年2月5日に上院によって拒否されたようである⁽⁶⁾。再び下院で調整が

はかられていくかどうかは、わからない。

まとめにかえて

トゥーボン法は色々な国における「国語保護」の潜在的モデルとなっているようだが、各国それぞれの事情があるにせよ、その種の立法が、他の少数派言語との関係および表現の自由との関係で問題をはらむことに、もっと警戒する必要がある。

もっとも、フランスの場合、「ナシオン」「プーブル」の統合の象徴がフランス語であることを、ある意味で自覚的に追求し、移民を多く受け入れてきた文脈の中で依然としてフランス語による統合という発想が根強い⁽¹⁷⁾。他方、フランス政府は、欧州審議会の「地域・少数語欧州憲章」を調印したが、憲法院は、フランスにおける地域語・少数語の振興自体を否定していないものの、調印した憲章が当該言語共同体の権利を認めることにつながるため、違憲部分を含んでいると判断している⁽¹⁸⁾。その憲法院は、前述のようにトゥーボン法に関しては「表現の自由」を根拠に一部違憲判決を下している。フランスでは90年代に「共和国の言語はフランス語である」という憲法条文が付加されたが、それと地域・少数語の権利との間、さらには言語関連の法規と表現の自由との間に緊張関係が認められた。そうした緊張関係を内在させた上での国語政策と、例えば、日本人＝日本語＝国語という発想が何となく受け入れられている日本の土壌とは、似て非なるものかもしれない。

グローバル化の下での諸々の要因による言語問題の「法化」という議論は言語と国家との曖昧な関係を検証するうえでは好ましいことである。そうした意味で、前述したようなグローバル化時代における「英語第二公用語化」論およびそれに付随する議論は、ある種の問題提起としては、悪くはなかった（なお、筆者自身は「英語第二公用語化」に共感したわけではない）。しかし、「国語保護法制」のようなものの導入が、日本の土壌において、仮になし崩し的に主張されるとしたら、それは必ずしもよいとは限らないだろう。それに、もし移民を組織的に受け入れる場合、少なくともまず、「多言語主義」の質についての議論を始める必要がある。

*付記：近々、各国・各地域の専門家の共同作業による『資料集 欧州諸国の言語法』（仮題）を三元社から出版の予定である。

注

- (1) その反映として、例えば、欧州審議会における「地域又は少数語に関する欧州憲章」、「民族的少数者保護枠組規約」、全欧安保機構の「民族的少数者の言語権に関するオスロ勧告」、国連の「民族的、宗教的、言語的少数者に属する者の権利宣言」などがある。
- (2) ごく最近の例では、例えば『文藝春秋』2003年3月号の特集「日本語大切」等を見よ。
- (3) 船橋洋一「英語公用語論の視点」、『月刊言語』2000年第8号。
- (4) 同上
- (5) 同上
- (6) ましこ・ひでのり『ことばの政治社会学』（三元社、2002年）の第7章「戦後日本の言語問題点描」。
- (7) 国語審議会の答申（2000年12月8日）「国際社会に対応する日本語の在り方」では、少数言語保護や多文化主義、多言語教育に肯定的に言及されているが、そのことが日本に移しかえられると、「母語と

しての日本語の教育と、外国語の教育を一層充実させていくことが望まれる」という陳腐な二元論に置き換わってしまう。

- (8) 国語審議会の答申は、「外来語・外国語の安易な使用は和語・漢語の軽視につながり、歴史の中で築かれ磨かれてきた日本語の機能や美しさが損なわれ、伝統的な日本語の良さが見失われるおそれもあると言える」としている。官公庁や報道機関等における外来語・外国語の取り扱いについては、いくつかの段階を設けているが、「一般への定着が十分でなく、日本語に言い換えた方が分かりやすくなる語」については「言い換え」を奨励している（例：アカウンタビリティ→説明責任、イノベーション→革新、等々）
- (9) 同様な視点からの問題提起としては、三浦信孝「植民地時代とポスト植民地時代の言語支配」、三浦信孝・糟谷啓介編『言語帝国主義とは何か』藤原書店、2000年。
- (10) アメリカ合衆国憲法にも「英語＝公用語」の規定を盛り込もうという、「イングリッシュ・アmendメント」の動は、ここ数十年ほど、さかんである。かつて日系のハヤカワ元議員などが、その急先鋒であった。米国では、アングロサクソン系の人々が英語至上主義を唱えるというよりも、むしろ、非英語圏からの移民で、いったん英語に同化した人やその子孫が、多言語主義や多文化主義に敵意を抱くことも多い。
- (11) 「国家語」の問題については、田中克彦「国語と国家語」、『思想』岩波書店、1998年第10号を参照。
- (12) Gosudarstvennye i titul'nye iazyki Rossii, Moskva 2002 (『ロシアの諸国家語およびタイトル諸語』、モスクワ、2002年)
- (13) 近年のスイスの言語政策については、安部汎克「スイス新憲法と新しい言語政策—四言語主義強化の意味を考える—」(森田安一編『岐路に立つスイス』刀水書房、2001年)を参照。安部によると、スイスでは外国人人口の急増などもあって、「これら外国人生徒にとって、連邦の四言語よりも利用価値の高い英語の方が魅力的なことは容易に想像され、極端な予測を立てれば、スイスの言語状況は近い将来、英語が連邦レベルの事実上の共通語となり、憲法に定める四言語はローカル言語に転落することすら考えられる」という。
- (14) トゥーボン法の邦訳および解説については、加治木美奈子・岩谷朝世・柏倉康夫・浅松絢子「国家による外来語規制～フランス語の使用に関する1994年8月4日法律の成立にみる～」、『NHK放送文化調査研究年報』第40集、1995年。
- (15) 前掲、注(8)を参照。
- (16) 「ロシア語法」案については、ロシア連邦下院のサイト <http://www.akdi.ru/gd/akdi.htm> で検索することができる(2003年3月現在)。
- (17) 樋口陽一は、フランス語の憲法上の地位について、「普通ならばエトノスとしてのnationの主要な構成要素として問題となる言語が、ここでは「フランス人民」というデモス性を示す指標としてあげられていることになる。」と指摘している。樋口陽一『憲法と国家——同時代を問う——』岩波新書、1999年、75-76頁。
- (18) この問題については、サレム・シャケール(佐野直子訳)「欧州地域語少数語憲章は憲法違反か」、三浦信孝・糟谷啓介編『言語帝国主義とはなにか』藤原書店、2000年、糠塚康江「地域・少数民族言語に関するヨーロッパ憲章とフランス憲法—フランスの言語政策—」、『関東学院法学』第10巻第2号、2000年、等を参照。